

今月のお悩み

夫からの度重なる暴力に耐えかね、離婚を考えています。私や家族に危害が及ばないようにするための方法はありませんか。



回答

夫の暴力から逃れるため、裁判所に保護命令を求める手続きがあります。

まずはシエルターへ避難、保護命令を求める

夫の暴力を原因とする離婚(いわゆるDVのケース)では、典型的な離婚事件とは異なる考慮が必要... 裁判所に「保護命令」を求める手続があります。

退去を求める「退去命令」や、妻や子ども等の居住場所等に6ヶ月間接近することを禁じる「接近禁止命令」などを裁判所が下す手続です。

退去命令は子どもや親族にも認められる

退去命令は、一時避難をしてきた妻が、従来の住居に荷物を取りに行き、本格的に別居をするための手続です... 1年以下の懲役または100万円以下の罰金という刑罰が科せられます。

暴力を受けた証拠を記録として取っておく

保護命令の申立の際には、裁判所に対し、妻に対して夫が暴力を振るったという事実があることが確からしいとの印象を与える必要があります... 保護命令の申立てが認められるためには、申し立て前に

警察が暴力相談支援センターに相談しておく必要があります

警察に相談しておくといいでしょ。警察にすぐ出動してもらったときに、夫が接近してき

追跡を逃れるためにも調停や訴訟には代理人を

保護命令が出た後は、退去命令が継続している2か月の間に住居から自分の荷物を持ち出し、転居の手続をしてください

ここがポイント!

- 離婚手続の前に保護命令の申立を行うこと
病院の診断書や傷の写真があると認められやすい
暴力からの身の安全の確保のため、弁護士に相談することが賢明

メールでのお問い合わせはお気軽にこちらまで morita-law@beetle.ocn.ne.jp

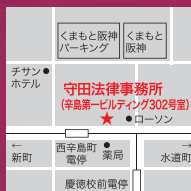
このコーナーへのご要望やご意見はこちらまで matsuka@ultrahouse.co.jp

守田法律事務所

096-223-5757

所 熊本市辛島町6-7

辛島第一ビルディング302号室
9:00~18:00 ※時間外でも対応可
休 土・日曜、祝日
※近くにコインパーキングあり



業務内容

民事・商事・家事・刑事・企業法務・債務整理等広範な分野の法律事案を取り扱います。

今回の回答者

弁護士 守田英昭さん
横浜市出身。平成23年4月に守田法律事務所を開設。日弁連住宅紛争処理機関検討委員会、熊本県弁護士会法律相談センター運営委員会、子どもの人権委員会に所属

